

選 択 約 款

(業務用・工業用機器総合特約契約)

令和2年3月31日

北日本ガス株式会社

目 次

1. 目的.....	1
2. 選択約款の変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金.....	2
8. 単位料金の調整.....	3
9. 需給契約の補償料	4
10. 名義の変更	5
11. 契約の変更または解約.....	5
12. 本支管工事費の清算	6
13. 緊急調整時の措置.....	6
14. その他.....	6
付 則	6
別表1 早収料金の算定方法	7
別表2 料金表.....	8

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

この選択約款の料金に関する変更は、あらかじめお客様に通知の上、営業所等に変更の約款を掲示します。その他の変更については、ホームページに変更の1週間前から一定期間掲載の上、営業所等に掲示します。

3. 用語の定義

この約款および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大使用量」とは、この選択約款の適用を受ける契約時のガスを使用する機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値、または、メーター号数により定めます（小数点以下切捨て）。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間取引量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならぬ量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (8) 「契約最大使用量比率」とは、契約最小月使用量を契約最大月使用量で除してパーセントで表示します。
- (9) 「実績最大使用量比率」とは、実績最小月使用量を実績最大月使用量で除してパーセントで表示します。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (11) 「消費税率」…消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税額の課税標準に対する割合をいいます。なお、選択約款においては10%といたします。
- (12) 「単位料金」とは、8.に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 業務用・工業用用途の需要家であること。
- (2) ガスマーティーの号数が10号以上であること。
- (3) 契約年間引取量が102,223立方メートル未満で、かつ契約月平均使用量が651立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の60パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が70パーセント以上であること。
- (6) 契約最大使用量比率が50パーセント以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間満了に先立つてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解約後はガス小売供給約款にもとづくご契約となります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスマーティーの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) お客様は、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金または遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早取期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金（消費税等相当額を含みます。）を、早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増したもの（以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。
- (3) 当社は、別表2の料金表を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。
- (4) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表2の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(5)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
= 基準単位料金 + 0.082円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
= 基準単位料金 - 0.082円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

66,600円

- ② 平均原料価格（トンあたり）

別表1(5)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が106,560円以上となった場合は、106,560円といたします。

(算 式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9658$$

＋トン当たり LPG 平均価格×0.0336

(備 考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、実績最大使用量比率未達補償料とし、当社は、当該補償料（消費税等相当額を含みます。）を、原則として、それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)、(3)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

お客様の実績年間負荷率{(年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期の1か月あたり平均実績使用量) × 100}をいいます(小数点以下切捨て)。が70パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{契約年間負荷率未達補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{負荷率 } 70\% \\ \text{に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める月別} \\ \text{契約量に各月の単位料金を乗} \\ \text{じたものの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点第3位} \\ \text{以下を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額(小数点以下切捨て)をこえない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率 70 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1か月あたり平均実績使用量に 0.70 を乗じ、その量を 12 倍した量といたします。

(2) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客様の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \\ \text{未達補償料} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{契 約} \\ \text{年 間} \\ \text{引取量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使 用 量} \end{array} \right) \times \left\{ \begin{array}{l} \text{ガス需要契約に定める 月別契約量} \\ \text{に各月の単位料金を乗じたものの} \\ \text{合計額を契約年間使用量で除し、} \\ \text{小数点第3位以下を四捨五入した} \\ \text{額} \end{array} \right\}$$

(3) 実績最大使用量比率未達補償料

当社は、お客様の実績最大使用量比率が 50 %に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、実績最大使用量比率未達補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{実績最大} \\ \text{使用量比率} \\ \text{未達補償料} \end{array} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{実績最大} \\ \text{使 用 量 の} \\ 50 \% \text{に} \\ \text{相 当 す る} \\ \text{使 用 量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{実績最大使} \\ \text{用 量 の } 50 \% \text{に} \\ \text{満たない月の} \\ \text{使 用 量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{ガス需給契約} \\ \text{に定める単位} \\ \text{料 金} \end{array} \right)$$

(備考)

実績最大使用量比率が 50 %に満たない場合には、月の使用量が実績最大使用量の 50 %未満の月ごとに上記の式により計算し合計したものを実績最大使用量比率未達補償料といたします。

実績最大使用量の 50 %の端数は、切り捨て各月の未達補償料は、円未満切捨てて合計する。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または 2. (2)、もしくは 2. (3) により本選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4. の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

1 2. 本支管工事費の清算

本支管工事を伴う新增設後 1 年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1 3. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、契約種別により別表 2 の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

① 定額基本料金割引額

$$= \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

② 流量基本料金割引額

$$= \text{流量基本料金単価} \times \frac{\text{契約最大使用量}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{調整時間}}{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

1 4. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款は、令和 2 年 3 月 31 日から実施いたします。

別表1 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。
流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) (1) から (3) の定めを算式に表すと下記のとおりです。
$$\text{早収料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$
$$\text{基本料金} = \text{定額基本料金} + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量}$$
- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき

算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 30 日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 31 日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早取料金及び遅取料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- イ 早取料金に含まれる消費税等相当額＝早取料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
ロ 遅取料金に含まれる消費税等相当額＝遅取料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

別表2 料金表

① 基本料金

イ 定額基本料金

1か月につき	55,000.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	-------------------------------

ロ 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	844.64円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	74.04円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8. の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。